

別紙様式第9号（第9条第2項関係）（平28内府令18・令元内府令14・令元内府令41・令3  
内府令44・一部改正）

（日本産業規格A4）

文書番号

年 月 日

商 号

代表者の氏名

殿

財務（支）局長

登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった登録の申請については、下記理由により拒否したので、通知します。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否理由